

SMARTCC約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<u>エヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社</u> SMART Communication&Collaboration Cloud 約款	<u>NTT ビズリンク株式会社</u> SMART Communication&Collaboration Cloud 約款	
第1条 ～ 第39条(略)	第1条 ～ 第39条(略) 別記 (略)	
第40条(債権の譲渡) 契約者は、本約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者である <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。ただし、契約者から当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。 2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本約款に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。	第40条(債権の譲渡) 契約者は、本約款の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者である <u>NTTドコモビジネス株式会社</u> に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。ただし、契約者から当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。 2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本約款に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。	
第41条 ～ 第58条(略) 別記(略)	第41条 ～ 第58条(略) 別記(略)	
	<u>附則</u> <u>この改正約款は、令和7年10月1日より実施します。</u>	